

法整備支援に学ぶ⑥

－外から見直した日本の法制度－

韓国との研修を通じて思う

法務総合研究所国際協力部

教官 伊藤 隆

はじめに

この連載では、法務省法務総合研究所国際協力部が携わっている、東南アジア及び中央アジア諸国に対する法整備支援活動について紹介してまいりました。しかし、当部では、これら諸国に対する法整備支援活動のほか、各種の国際比較法研究や国際研修も実施しています。

今回は、その中から、お隣の国、韓国との共同実施研修について紹介したいと思います。

当部は、大韓民国大法院法院公務員教育院と共同で、「日韓パートナーシップ研修」という国際研修を実施しています。

この研修は、日本の法務省・各法務局及び最高裁判所・下級裁判所に勤務する職員並びに韓国の大法院(日本でいえば、最高裁判所に該当します。)・各級法院(日本でいえば、下級裁判所に該当します。)に勤務する職員が、所掌業務に関する制度上及び実務上の問題点について、相互に意見を交換して検討し、双方の職員の資質の向上を図り、両国の制度の発展と実務の改善に寄与させるとともに、両国間におけるパートナーシップを醸成しようとするものであり、1999年から毎年1回開催され、本年で第8回目を迎えるものです。現在、この研修は、「不動産登記制度、商業登記制度、戸籍制度、供託制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題」をテーマとして実施しており、日本側研修員及び韓国側研修員が相互に互いの国を訪問し、研修を受講するという形態を採っています(日本では、登記事務、戸籍事務や供託事務については、行政機関である法務省が所管していますが、韓国においては、司法機関である大法院が所管しています。)



韓国大法院全景:高級住宅地である江南(カンナム)にそびえ立つ巨大な建造物である。

韓国では、その歴史的経緯から、かつて日本の法制度が適用されていました。しかし、その後の独立、経済発展により独自の法制度の進化を遂げており、韓国の法制度を研究することは、比較法的観点から見て、非常に興味深いものであるといえます。この研修が開始された目的の一つとして、そのような観点を挙げることができ、当初は比較法的研究の色合いが強かったのですが、回数を重ねるごとにその研究内容も深化し、最近では、法制度のみならず、実務面についての問題が多く採り上げられるようになっていきます。今回は、その中から、不動産登記実務のコンピュータ化という点に着目し、日本においてあまり知られていないと思われる韓国における不動産登記実務のコンピュータ化の取組を紹介しつつ、不動産登記実務における日本と韓国の取組方の違いについて感じたことを三つほど紹介したいと思います。

韓国における不動産登記実務のコンピュータ化の取組

まず、一つ目は、不動産登記のオンライン申請に対する対応です。

日韓両国とも、最近の不動産登記業務のコンピュータ化をめぐる動きには、著しいものがあります。日本では、不動産登記のオンライン申請を可能とするため、旧「不動産登記法」(明治32年法律第24号)を全面改正した新「不動産登記法」(平成16年法律第123号)が平成16年(2004年)6月18日に公布、平成17年(2005年)3月7日から施行されており、同年3月22日付けで、さいたま地方法務局上尾出張所がオンライン登記所の第一号庁として指定されました。その後、オンライン登記所は順次拡大され、平成18年(2006年)4月1日現在で、115庁の登記所がオンライン登記所として指定されています。

一方、韓国においても、オンライン登記申請を可能とするための不動産登記法の改正法が2006年5月10日付けで公布され、6月1日からソウル中央地方法院登記課がオンライン登記申請の第一号庁として指定されています。この改正不動産登記法施行初期においては、土地に関する登記のうち、①所有権保存、②売買による所有権移転、③登記名義人表示変更、④登記名義人表示更正、⑤不動産表示変更の5種類の登記についてオンライン登記申請ができるようになっています。なお、2006年9月以降、ソウル市内の東西南北及び中央の5カ所の登記所をオンライン登記所に指定し、さらに、来年1月以降はソウル市内のすべての登記所でオンライン登記申請が可能となる予定です。

今紹介いたしましたとおり、日本の場合、オンライン登記所の第一号庁は、都心近郊の登記所が指定されています。その背景の一つには、いきなり中核的な役割を担う登記所でオンライン登記申請を実施するよりは、まずは都心近郊の登記所で先行的に実施して、そこで出てきた問題点を分析した上で、全国展開を図るようにする、という発想があるものと思われます(なお、日本では、不動産登記のオンライン申請実施に先行し、商業法人登記のオンライン登記申請を実施していますが、この場合も、第一号庁として、東京法務局中野出張所及び千葉地方法務局市川支局が指定されています。)。一方、韓国の場合、オンライン登記所の第一号庁として、ソウル中央地方法院登記課が指定されています。ソウル中央地方法院は、日本でいえば、東京地方裁判所、あるいは東京法務局に該当し、韓国において最も中核的な役割を担う

法院です。また、日本の場合、不動産登記のオンライン申請については、その登記の種類を限定せず、すべての種類を対象にしていますが(もっとも、登記原因証明情報等が電子化されていないことにより、事実上オンライン申請ができない登記の種類があるという事情はありますが)、韓国の場合、不動産登記のオンライン申請が可能である登記の種類を限定しており、この点で、両国の取組の違いを見ることができます。韓国において、オンライン登記所の第一号庁として全国で最も中核的な存在である登記所を指定していることは、ある意味、大胆な決断であるということができ、一方で、オンライン登記申請が可能である登記の種類を限定したことは、新制度導入について、柔軟かつ現実的な対応としたものということができると思います。

二つ目は、電子標準様式(e-form)による登記申請についてです。

韓国においては、書面申請とオンライン申請の中間的な登記申請方法として、電子標準様式(e-form)による登記申請というものがあります。電子標準様式による登記申請とは、大法院ホームページ内のインターネット登記所に接続し、ウェブ上で電子標準様式による登記申請書を作成した後、出力すると上段にバーコードが印字された登記申請書が印刷され、その申請書に必要となる書面を添付し、登記所に出頭申請する方式です。この電子標準様式による登記申請では、登記所側では登記申請書上段のバーコードを読み取ることで受付をすることができ、また、登記申請者が電子標準様式による登記申請書を作成した段階で申請情報が登記所側に仮登録されるので、その情報を記入に活用することができ、事務の効率化が図られており、本年6月現在で、電子標準様式による申請が約30パーセントを占めるまでに至っているということです。

このような登記申請方法が日本において検討されたという話は、聞いたことがないように思います。日本の場合、まずは確実かつ慎重にオンライン登記申請の実現を目指すことに集中する方針を採ったものと思われれます。韓国において、どのようなことがきっかけでこの電子標準様式による登記申請という方法が採用されることになったのか、その詳細は現時点では承知しておりませんが、この点についても、オンライン登記申請の実現のみならず、良さそうなものであればとにかく導入してみよう、という韓国の姿勢が伺えます。

三つ目は、登記簿謄本の発給方法についてです。

韓国の登記所に行くと、あたかも、今、自分は日本の登記所にいるのではないか、という錯覚に陥ります。そこで話されている言葉や案内板などの文字を除けば、雰囲気も本当に似ています。しかし、韓国の登記所にあつて、日本の登記所にはないものもあります。その代表例は、登記簿謄本等無人発給機(以下「無人発給機」といいます。)です。登記簿謄本等無人発給機とは、いわば「登記簿謄本等の自動販売機」であり、不動産登記簿謄抄本、法人登記簿謄抄本及び法人印鑑証明書の発給を受けることが可能です。私は、ソウル地方中央法院登記課を見学する機会がありましたが、そのフロアには無人発給機がずらっと並び(不動産登記簿及び商業法人登記簿用が各7~8台程度、印鑑証明書用が4台程度)、一般の申請人の方々が、まるでジュースを買うように登記簿謄本や印鑑証明書の発給を受けていました(ちなみに、この無人発給機は日本製だということです)。発給手数料については、例えば不動産

登記簿謄本の場合、窓口で発給を受ける場合は1,200ウォン(約120円)、無人発給機で発給を受ける場合は1,000ウォン(約100円)であり、無人発給機を利用する方が安くなっています。

しかも、この無人発給機は、登記所のみならず、地下鉄の駅、市役所や弁護士会館などにも設置されています。特に、韓国を訪問した日本人研修員が驚くのは、無人発給機が地下鉄の駅に設置されていることです。この無人発給機は、大法院の最寄りの駅である地下鉄2号線の瑞草(ソチョ)駅に2台設置されていますので、もし興味のある方は、ソウル観光の際にでも、ぜひ御覧になっていただきたいと思います。



ソウル地下鉄瑞草(ソチョ)駅に設置されている登記簿謄本等無人発給機。

無人発給機の上の案内板には、韓国語で「土地・建物謄本発給機」と書かれている。

この無人発給機を見学した際に、大法院の担当官の方に、「故障した際にはどうするのですか。」と尋ねたところ、大法院から職員が駆けつけるとのことでした。仮に、日本において、無人発給機を地下鉄の駅に置くとした場合、適切な管理ができるかどうかなどが問題になり、実現に向けてのハードルはかなり高いのではないかという気がします。しかし、大法院の担当官の方に、「無人発給機を地下鉄の駅に設置することについて問題はないのですか。」という質問をしたところ、逆に、「管理もきちんとしていますし、何か問題があるでしょうか。」と聞かれ、まだ登記所にさえ無人発給機が備え付けられていない日本との違いを感じました。

さらに、韓国の場合、インターネットを利用した登記簿謄本の発給が可能であり、不動産登記簿については2004年3月から運用が開始されています。韓国においては、自宅のパソコンから大法院の登記インターネットサービス(<https://registry.scourt.go.kr>)にアクセスし、自宅のプリンタを用いることにより登記簿謄本の発給を受けることができます。登記簿謄本を印刷する用紙については、特殊な用紙を用いる必要はなく、市販されている通常の用紙で足りる。このインターネット発給サービスは、不動産登記簿だけではなく、住民票など他の公的機関が発給する証明書についても実施されています。

ところが、このインターネット発給サービスについては、同サービスにより発行された証明書について偽造が施される事件が相次ぎ、2005年9月にサービスの提供がいったん中止されました。もちろん、偽造対策は図っていたのですが、それにもかかわらず、偽造事件が起こってしまったということです。この件については、韓国の国会などでも取り上げられ、大きな問題になったようですが、現在はサービスが再開されています。このような韓国の動きを見ていると、失敗を恐れない韓国のチャレンジ姿勢を感じ取ることができます。



ソウルは、歴史の重みと現代的な華やかさが同居する魅力的な街である。
写真は、李王朝の王宮であった景福宮の中に佇む慶会楼で、1万ウォン札の絵柄にもなっている。

おわりに

以上、韓国における不動産登記実務のコンピュータ化の取組を紹介しましたが、このような韓国の取組を見て、改めて感じたことを二つほど述べたいと思います。

一つ目は、韓国における法律改正や制度構築のスピードの速さと大胆な決断力です。韓国側の政策担当者や研修員と話していると、とにかく良いと思ったことはやってみる、あるいは、我々は日本人ほど変化を恐れない、という姿勢を感じることができます。逆に、韓国側からは、日本人はいろいろ物事を心配しすぎであるとか、物事を進めるのに大変慎重ですね、ということ言われます。これは、日本側の姿勢と韓国側の姿勢と、どちらが良くてどちらが悪いという問題ではなく、国民性の差ということだと思います。韓国において様々な革新的な取組が迅速に行われてきたことは、これまで紹介したとおりですが、とりわけ衝撃的であったのは、韓国において、2005年3月の民法改正により、戸主制が廃止されたということです。「礼節の国」と言われ、まだ社会一般的に儒教的な要素が強く残っている韓国で戸主制が廃止された、という

事実には驚きを隠すことができませんでした。この戸主制廃止については、韓国国内でも、あまりに性急すぎるのではないか、という声もあるようですが、少なくとも日本ではここまで思い切った決断がされるということは、なかなか難しいのではないかと感じました。

二つ目は、日本においては、韓国の法制度や法実務があまりよく知られていないということです。韓国では、日本の法制度や法実務が非常によく研究されています。韓国では、日本語を流暢に操る方も多く、法院や法院公務員教育院の図書館に行くと、日本語の法律図書も多数並べられています。一方、日本においては、海外の法制度や法実務の研究というと、どうしても欧米諸国が対象になることが多く、韓国のことはあまり研究されていないように思われます。今回は詳しく紹介しませんが、不動産登記の分野においても、例えば、日本の新不動産登記法で取り入れられた、資格者代理人による本人確認制度(第23条)は、韓国においては、既に1991年に導入されていること、韓国においては、日本と異なり、法人格なき社団又は財団に属する不動産の登記について当該社団又は財団の名義で登記することが認められていること、韓国においては、所有権移転登記が「契約」を原因とする場合は、市長等の検印を受けた契約書を登記申請書に添付しなければならないとされていることなど、非常に興味深い内容を含んでおり、もっと関心を持たれてもよい分野ではないかと思えます。韓国における法律図書は韓国語で書かれているものが多い、という問題があるのかもしれませんが、法律用語自体は、漢字で書けば日本語と同じものが多く、発音が似ているものも多いです。例えば、日本でいう「不動産登記」は、韓国においても「不動産登記」と漢字で書けば通用しますし、韓国語での発音も「ブドンサンドウンギ」であり、日本語とそっくりなので、親しみが湧きます。韓国も、以前に比べればすっかり身近な国になりましたが、法律の分野では、まだ少し距離が遠い印象を受けます。この研修が、日本と韓国との間の法律分野における交流を促し、両国のつながりを一層強くするための架け橋の一端を担うことを願っています。